（参考１）

令和８年６月現在

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ

質　　問	回　　答

【制度関係】

住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。 なお、応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象としています。
住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるか。	応急仮設住宅は住まいを失った方への救助である一方、住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための救助であることなどから、原則、救助として、応急仮設住宅に入居している方が、応急修理に申し込むことは行われていません。 一方、修理期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な場合、災害発生の日から最長６か月間、賃貸型応急住宅の入居が可能です。
災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記２と同じく自己負担分の契約が必要となります。
火災保険等の保険金が振り込まれるため、お金が入る	保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えありません。（例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保

予定だが、その場合でも資力がないとしてよいか。	険金が振り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるため、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関する申し出書」に資力がないことを記載してください。）
公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。 そのため、駐車場や倉庫は対象外です。 駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外となります。
家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
住宅の応急修理の完了期限が３ケ月（国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は３ケ月（国の災害対策本部が設置された場合は６ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いします。
住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもありますが、期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※　平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ①　住宅の応急修理申込書（様式１号） ②　り災証明書の写し ③　施工前の被害状況が分かる写真 ④　修理見積書（様式３号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤　資力に関する申出書（様式２号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加され

	る場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口に確認してください。 　また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 　また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
応急修理の申請時には、「り災証明書」や「住民票」を提出しなければならないのか。	「罹災証明書」や「住民票」提出は、法令で義務付けられたものではありませんが、必要に応じて確認させていただく場合があります。 　この場合、コピーで差し支えありません。
単身赴任等により住民票を異動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金等の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
１階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 　ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 　また、「離れ」に浴室がある（「母屋」には浴室はない）など「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 　なお、この場合には、図面等を添付してください。
被災者自身が建設業に従事しており、自ら自宅を修理する場合、救助費の対象となるのか。	住宅の応急修理は、救助の実施機関が修理業者と直接契約又は都道府県が自ら大工あるいは技術者を（賃金雇上等により）動員して応急修理を実施する現物給付を原則としていますので、被災者自身と異なる人格の株式会社（有限会社）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）、一般社団法人、ＮＰＯ法人その他の法人や個人（自己以外の（いわゆる）「ひとり親方」）が被災自治体と契約の上、修理を実施することは差し支えないものと整理されます。 　一方、被災者と同一人格となる自己の名で実施機関と契約を行

	い、自ら修理を実施して修理代金を受け取る場合は、現金給付と整理されるので、救助費の対象外となります。
ＤＩＹの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	ＤＩＹは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
材料費のみもらって施工は自分でする場合は、対象にならないのか。	上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外となります。
複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	①　分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ②　賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 　なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を６畳間から８畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
75万7千円以内あるいは36万 7 千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。
住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第３号）を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 ●　修理総額 100.0 万円の場合 ・応急修理 75.7 万円以内 （注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。）

	・自己負担 24.3 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いします。
住宅が大きい場合、全体の見積書を取る必要があるか。	応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。 しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考えられるため、全体の見積書があると幅広に修理の対象を整理することが可能となります。
応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 （ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆･修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。 なお、令和３年の地方からの提案等に関する対応方針（令和３年 12 月 21 日閣議決定）において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。
施工中の写真のみ撮っていないという場合、どのようにしたらよいか。	施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことで施行中の写真等の代替とします。
事前着工しており契約をしている場合でも、施工前、施工中、施工後の写真があれば事前着工は認めるということでよろしいか。	修理業者にお金を支払っていなければ対象とすることが可能です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってください。 また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされていない場合は応急修理の対象として差し支えありません。
応急修理に伴い廃棄する廃	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急

材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	修理制度の対象となります。 　また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。 どうしたら良いだろうか。	被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。 　まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）

【屋根】

壊れた屋根の補修は対象になるか。	地震や台風・暴風、竜巻による屋根瓦の脱落やズレ等を修理する場合、応急修理の対象として差し支えありません。 　具体的には、 ・　屋根葺材（瓦、鋼板など）のずれ・めくれ、落下、割れ・破損 ・　野地板（瓦の下地板）の破損 ・　アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・　屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・　棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・　破風板の落下、損傷 ・　雨樋などの不陸、破損　　など
瓦葺屋根から鋼鈑葺屋根に変更することは可能か。	近年、瓦業者が減少しております。そのため、変更することは差し支えありません。
経年劣化した屋根の修理は対象になるか。	災害により受けた住宅の被害等を修理する制度ですので、経年劣化だけでは応急修理の対象にはなりません。
屋根の塗装だけというケースは応急修理の対象になるか。	災害により破損した箇所を修理し、修理箇所の鋼鈑の色に元の屋根を同じ色に合わせる等は対象として差し支えありません。 　なお、屋根の腐食防止等の経年劣化による再塗装は修理ではないため、対象にはなりません。
破損した屋根に緊急的にブルーシートを貼ることはできますか。	緊急措置として屋根等のブルーシート張りを業者に依頼することは可能です。 　ブルーシートは最寄りの市町村でも配布しています。 　また、ブルーシートを張ってもらう業者についても、最寄りの市町村で紹介が可能です。

【柱・梁】

傾いた柱の起しは応急修理の対象として良いか。	筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保ための措置を行うことは可能です。
破損した柱・梁等の構造部材の取替は可能か。	柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。 柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合は安全を確保した上で入ること。

【基礎】

基礎の修理はどこまでが対象となりますか。	地震の揺れ、液状化、河川の決壊（外力あり）などの被害により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生した場合は、応急修理の対象となります。 （被害の具体例） ・　基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 ・　地盤沈下等による不陸 ・　上部構造が基礎から移動 ・　地盤の流出、陥没、液状化　など ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための補修」など、将来的なコンクリートの劣化防止（予防措置）のための　工事は応急修理の対象とはなりません。

【外壁・内壁・間仕切壁等】

浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。
壁の修理について、床上 20～30cm 程度浸水した場合、浸水した部分のみの壁を修理するということは不可能だと考えるが、上まで修理することを対象とすることができるか。	修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するのであれば、交換して差し支えありません。 一般的には、床上 20～30 ㎝であれば、床上から 50 センチ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせてから、修理する方法も考えられます。
壁紙の補修は可能か。	壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には対象として差し支えありません。

	壁紙だけの補修は対象にはなりません。
書院、床の間、床脇の壁や建具は応急修理の対象になるか。	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりませんが、床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷している場合には、壁のみ補修が可能です。

【床・階段】

床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として交換等していただいて差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
畳の交換は対象となるか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
今後の水害で被災しないように、床を嵩上げする工事は応急修理の対象とすることができるのか。	応急修理制度は破損した住宅の修理を行う制度であり、今後、発生しうる災害に備えるための予防的な工事は応急修理の対象とはなりません。
床下地材の交換は行わずに、クッションフロアのみの交換は応急修理の対象となるのか。（修理業者は、下地材は交換せずにクッションフロアのみの交換で問題ないと判断。クッションフロアは今回の災害により、修理が必要である）	応急修理の対象となります。 なお、下地材が一見して交換の必要はなくても、そのまま、放置すると臭気やカビの発生原因になるため、一旦外して洗浄、乾燥、消毒などを実施した上で、再度、下地として利用することも考えられます。 この場合、消毒費用については応急修理の対象外であるため、都道府県に相談してください。
床板を修理するうえで、床	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、そ

下断熱材は対象となるか	の交換については応急修理の対象として差し支えありません。
床下収納や階段下収納は対象になるか。	床下収納や階段下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外となります。
書院、床の間、床脇の床板は応急修理の対象になるか。	応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の対象とはなりません。

【建具（ドア、窓等）】

内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
窓ガラスについては、ペアガラスでもよいと記載がある。問題ないか。	サッシ（窓枠）毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシにしても差し支えありません。 割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等のガラスに取替となります。
壊れたクレセントの交換は可能か。	地震等により変形したクレセントを交換する場合、応急修理の対象として差し支えありません。

【配管・配線】

配管の修理はどこまで対象になるか。	災害により破損した、 ・　上下水道管の水漏れの補修、 ・　給排気設備（換気扇などの交換）、 ・　電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 は応急修理の対象となります。
上水道配管の水漏れ部分の補修の対象はどこまでの部分か。	上水道の修理は、市町村が設置する止水栓（元栓）から宅内に引き込まれる配管が対象となります。 一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行う際は、敷地の掘削が必要になります。
従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。
地震により、宅内の水道管に亀裂が入った。水道管の修理は対象となるか。	宅内の水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。

地震により浄化槽につながっている下水管が外れてしまったが、応急修理の対象となるか。	宅内の下水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し支えありません。
浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
配線の補修はどこまでが修理の対象となるか。	電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差し支えありません。 また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックなども対象になります。

【便所】

便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず、応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合はグレードアップとなり対象外となります。 和式便器から洋式便器（暖房便座可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とはなりません。
住宅の１階と２階の両階にトイレがあり、１階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	１階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、２階のトイレと１階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
トイレには、大便器と小便器があるが、どちらも修理して良いか。	応急修理制度は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用が足りることから、小便器の修理は対象になりません。

【浴槽】

浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となる	修理・交換の対象として差し支えありません。 また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。

か。	なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。

【キッチン】

台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のＩＨクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 ＩＨクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 なお、ガスコンロからＩＨクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
システムキッチンが丸ごと、交換することになった場合、ガスコンロ。ＩＨどちらでもよいか。	ガスコンロ、ＩＨヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象して差し支えありません。 ただし、ガスコンロからＩＨヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。	これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することことは差し支えありません。
屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。	メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し支えありません。
屋外設置型給湯器（エコキュート等）、国の補助（給湯省エネ 2024 事業）があるようだが応急修理と併用は可能か。	応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはなりません。 ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
設備等の同等品の取り扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行	便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えあ

っている事例があるが、どの程度まで行えばよいか。	りません。

【エアコン】

エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。

【その他】

各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。

【収納関係】

収納は応急修理の対象となるか。	収納は、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とは言えないため、応急修理の対象とはなりません。